

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 産業労働局職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A (常勤職員)	主事	61	男性	停職1月
事故者B (会計年度任用職員)	—	55	女性	訓告

イ 管理監督者

産業労働局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

令和4年3月29日に懲戒処分を行った免許不正取得事故について、今回、関係者である事故者Aの処分を行うものである。本件事故において、事故者Aは、正確な経歴を確認することなく、繰り返し免許の取得を勧めた。また、事故者Aは、事故者Bの出勤簿等の処理において、勤務条件の変更手続を行わないなど、不適正な対応を行った。

2 港湾局職員の公物紛失事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
参事	51	男性	減給1/5・1月

イ 関係者

港湾局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年6月23日、飲酒して帰宅する途中の電車内で鞆を網棚に置き忘れ、中に入っていた業務用端末等を紛失した。

3 発令年月日

令和5年3月30日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)